

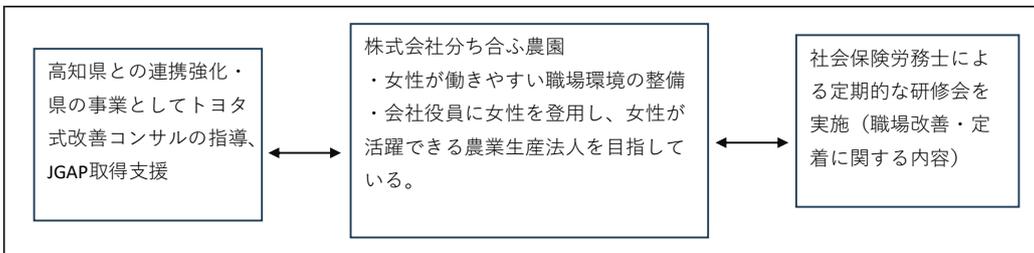
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

名称	株式会社分ち合ふ農園	
所在地	高知県安芸市赤野乙2933-165	
代表者	宮崎 武士	
主な組織の事業内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：ナスの生産と販売 ・従業員数：7名（うち女性5名） ・経営規模：施設園芸73a、出荷量130t ・主な販売先：JAおよび農家グループによる直接販売、契約取引にも積極的に取り組んでいる。 ・14年個人事業主で農業を続けていたが、R6年8月1日に法人化。積極的に規模の拡大を行い、栽培面積1ha以上、売上1億円以上に向けて雇用等の拡大を進めている。 ・JGAPを取得予定（R7年7月に審査を受ける） 	女性農業者の人数：5人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

<p>【地域の女性農業者の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業人口が減少する中で、当社のような若手農業者が農地の担い手となっていく必要を感じている。そのためにも法人化し、栽培面積の拡大、売上、利益の増加を目指し、積極的な雇用も行なっていく考えである。 ・規模拡大、雇用拡大の中で、地域の女性活躍は欠かせないものとなっているが、女性が働きやすい環境の整備が遅れているため、決して働きたい職場、働きやすい職場になっていないことが課題である。 ・地域の女性農業者が働きやすい環境を整えるために、就業規則や賃金規程、育児介護休業規程などを策定し、働きやすい時間帯に出勤してもらうフレックスタイム制の導入。ソフト面の充実を図っているが、同時にハード面の充実も行なっていきたいと考えている。
<p>【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、男女別トイレの設置がなく、簡易トイレを共用で使っている。休憩スペースもないため、休憩はハウス内のスペースや個人の車内での食事など、良い環境とはいえない中で業務に従事してもらっている。 ・今後、規模の拡大、雇用の拡大を考える上で、早急に男女別トイレの設置、休憩スペースの設置を行う必要性を感じている。雇用の拡大がないと規模の拡大もできず、地域の農地の受け皿になることができない。 ・社内の役員会の中でも、女性の働きやすい職場環境の整備は議論に上がっており、実際に女性従業員からも男女別トイレの設置や休憩スペースの整備について要望する声が多い。 ・そこで、現在の簡易トイレを男性用として、新しく女性用トイレを追加することで、男女別トイレとし、休憩スペースは、プレハブキットを導入し、内部を休憩スペースとして活用するために、空調設備を備え付ける。 ・女性が働く場所を探す時に、時給も大切だが、働く環境も大きな要因のひとつであると女性従業員からも言われており、労働環境が整備されれば、周りの主婦仲間などにも声を掛けやすく、紹介による求人活動もプラスに働く

<p>【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は女性の農業分野での活躍に積極的に取り組むために、株主、役員に女性を登用している。 ・農村地帯であるので、人口減少は避けられず、雇用の確保・定着のためには、さまざまなライフステージの女性が、それぞれ働きやすい環境を提供することが大事である。 ・そのために、職場環境（トイレ・休憩スペース・更衣室など）の整備を行う。 ・また、女性活躍のために、安心して働ける職場作りのために、女性目線での就業規則などの策定も積極的に行なっていく。
--

(注) (2) の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

確保する施設等の区分	①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他				
区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性 農業者 (注 3) の人数	備考
②男女別トイレ ④休憩スペース	R7.10月	高知県安芸市赤野乙1297	1	5名	
④休憩スペース	R7.10月	高知県安芸市赤野乙1297	1	5名	
	計		2	0	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む。）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。
農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定（見直し）に向けた取組内容	備考
R7.8月	一般事業主行動計画策定に向けた自社の現状や従業員ニーズの把握、課題分析	
R7.9月	一般事業主行動計画を策定する	
R7.10月	一般事業主行動計画の公表、従業員への周知	
R7.10月	一般事業主行動計画の届け出	
R7.10月	一般事業主行動計画の実施	

(注1) 計画策定（見直し）に向けた取組の内容欄には、計画策定（既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。）に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	取組内容	備考
R7.7月	男女別トイレや休憩スペース・更衣室の設置に向けた社内検討会の実施	
R7.8月	男女別トイレや休憩スペース・更衣室の設置の正式発注	
R7.10月	男女別トイレや休憩スペース・更衣室の設置完了	
R7.10月	ハローワークなどを通じて求人募集	
R7.11月	面接と採用	

（注）女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	3人
（女性農業者の新規確保人数の内訳）	
自営農業就業者	雇用就農者
	アルバイト等 3人

（注）事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

- ※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。
- ※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- ※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。